人のうごき

令和8年10月届出分を掲載（希望者のみ）

おくやみ

小林　政利さん	79歳	南町
真鍋　寛さん	86歳	南大通
齊藤　仁康さん	88歳	港町
畑　カヅエさん	99歳	南５の５
益田　優子さん	83歳	北４の３

人口と世帯数（10月末）

人　口	5,606人	（－14）
男	2,740人	（－7）
女	2,866人	（－7）
世帯数	3,221世帯	（－8）

（　）は前月比

羽幌町の情報をSNSで発信中！

町ではまちの魅力やイベント情報などをSNSを活用して発信しています。ぜひ、ご覧ください。

羽幌町公式インスタグラムはこちら ⇒

「活用ソーシャルメディア一覧」はこちら（町ホームページ） ⇒

今月の表紙

心地よい天気の中開催されたおろちゃんマラソン大会。187名のランナーがゴールを目指して力走しました。また、「JAるもい羽幌基幹支所」様ご協賛の「オロロン米2kg」が当たる抽選会も行われ、大盛況のうちに終了しました。

まちの法律 ひまわり便り

「だまされたと気づいたら、すぐに連絡を」～特殊詐欺の被害と振り込め詐欺救済法～

年末年始は、離れて暮らす家族と連絡を取り合う機会が増える時期です。北海道警察のまとめ（暫定値）によると、令和８年１月から９月までに道内で認知された特殊詐欺は622件、被害総額は約42億円で、前年同期の435件、約31億円を大きく上回っています。留萌管内を含む旭川方面本部管内でも55件が認知されています。

令和8年1月から9月までにおける道内の被害額のうち、約3分の2を占めるのが、警察官を名乗り、口座が犯罪に使われているなどと告げて、捜査を名目にお金をだまし取るニセ警察詐欺と、SNSの広告やメッセージをきっかけに投資名目でお金をだまし取るSNS型投資詐欺です。

お金を振り込んでしまった場合に知っておきたいのが、振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）です。金融機関が詐欺の振込先となった口座の取引を停止し、預金保険機構の公告により、口座名義人が権利を主張できる期間（60日以上）を置いたうえで名義人の権利を消滅させた後、被害者からの申請（申請期間は30日以上）を受けて、口座に残っているお金を分配する仕組みです。公告された口座であれば、手続の状況を預金保険機構のホームページで口座番号から確認できます。

ただし、分配金は口座残高が上限で、被害者が複数いて足りないときは被害額に応じて按分されます。なお、残高1,000円未満は支払対象外です。振り込んだお金が引き出されてしまえば、その分戻る額は少なくなります。また、対象は銀行などの金融機関の口座への振込みを利用した被害であり、現金を直接手渡した場合などは対象になりません。

だまされたと気づいたら、すぐに振込先の金融機関と最寄りの警察署に連絡し、振り込んだ口座の取引停止を依頼してください。分配金の申請は、自分が振込みを依頼した金融機関を通じて行うこともできます。不審な電話やメッセージを受けたときは、一人で判断せず、家族や警察の相談窓口に相談しましょう。

留萌ひまわり基金法律事務所　弁護士　海北　健太
☎ 0164-42-3341

市街地区町政懇談会を開催します

市街地区町政懇談会を次のとおり開催します。みなさんのご質問やご意見を伺いながら、まちづくりを一緒に考えたいと思いますので、ぜひご参加ください。

☆日　時　11月26日(木)18時30分 ～

☆場　所　中央公民館 小ホール

☆テーマ　投票環境の見直し（投票所の統合及び投票所閉鎖時間の繰り上げ）について 他

広報はぼろ　令和8年11月号　No.761　発行 羽幌町 078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地1　編集 地域振興課
電話 0164(68)7013　FAX 0164(62)1219　メール c-kouhou@town.haboro.lg.jp　ホームページ www.town.haboro.lg.jp